

優先度評価フロー（八丈島）

（1）対象溪流の優先度に応じた分類

八丈島では、各対象溪流における土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に含まれる保全対象の重要性等を考慮して、対象溪流の整備優先度を設定する。

1) 整備優先度に関する指標

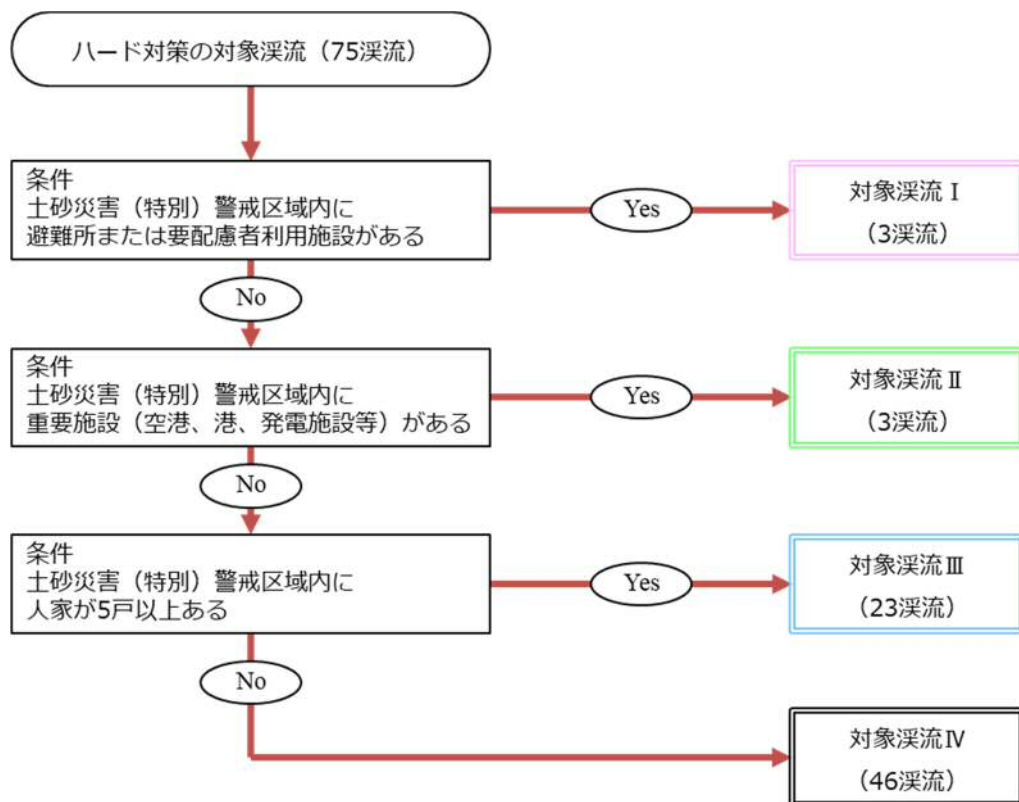
八丈島では、対象溪流の整備優先度を設定するにあたり、以下の指標を用いる。

- ✓ **避難所**：避難所は、八丈町が指定した、学校や公民館などの公共施設とする。
- ✓ **要配慮者利用施設**：防災上の配慮を要する者が利用する施設とする。
- ✓ **重要施設**：島外へ避難するために必須となる施設及び、島民の生活に必要不可欠であり、代替のきかない施設とする。
- ✓ **人家**：居室を有する建築物のすべてを対象とする。

2) 保全対象による優先順位

保全対象は、人命の保護を最優先に、避難所、要配慮者利用施設を最重要の施設とする。また、空港・港湾、発電施設等の代替がきかない施設を重要施設とする。なお、人家等の保全対象については、“避難勧告により避難を行う”ことを前提とする。保全対象の優先度は以下の通りである。

保全対象の優先度：「避難所・要配慮者利用施設」 > 「重要施設」 > 「人家」



※ () 内の溪流数は第1期事業対象の溪流数である。

図1 保全対象による優先順位

(2) 対策施設の段階的な整備

恒久対策施設の整備を計画的に行うため、保全対象を踏まえた優先度に応じて分類した対象溪流に対し、段階的な施設整備を実施する。

施設整備は、降灰を含まない第1期事業と、降灰を含む第2期事業の2段階に分けて行う。

第1期事業では砂防事業を実施した、もしくは実施中の18溪流を除いた75溪流を対象とし、第2期事業では、全93溪流を対象として事業を行う。

<施設の段階的な整備>

《第1期事業》

砂防事業を実施した、もしくは実施中の18溪流を除いた75溪流に対して、次期噴火で想定される降灰を含まない土砂量・流木量に対して整備する。

優先度の高い対象溪流Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに対して整備を行う。

対象溪流Ⅰ
(3溪流)



対象溪流Ⅱ
(3溪流)



対象溪流Ⅲ
(23溪流)



対象溪流Ⅳ (46溪流) の扱いを再検討



《第2期事業》

砂防事業を実施した、もしくは実施中の18溪流も含めた全93溪流に対して、次期噴火で想定される降灰を含む土砂量・流木量に対して整備する。

93溪流に対して、保全対象の優先度を踏まえた対象溪流の分類を行う。



優先度の高い対象溪流Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに対して整備を行う。

対象溪流Ⅰ
(7溪流)



対象溪流Ⅱ
(3溪流)



対象溪流Ⅲ
(28溪流)



対象溪流Ⅳ (55溪流) の扱いを再検討

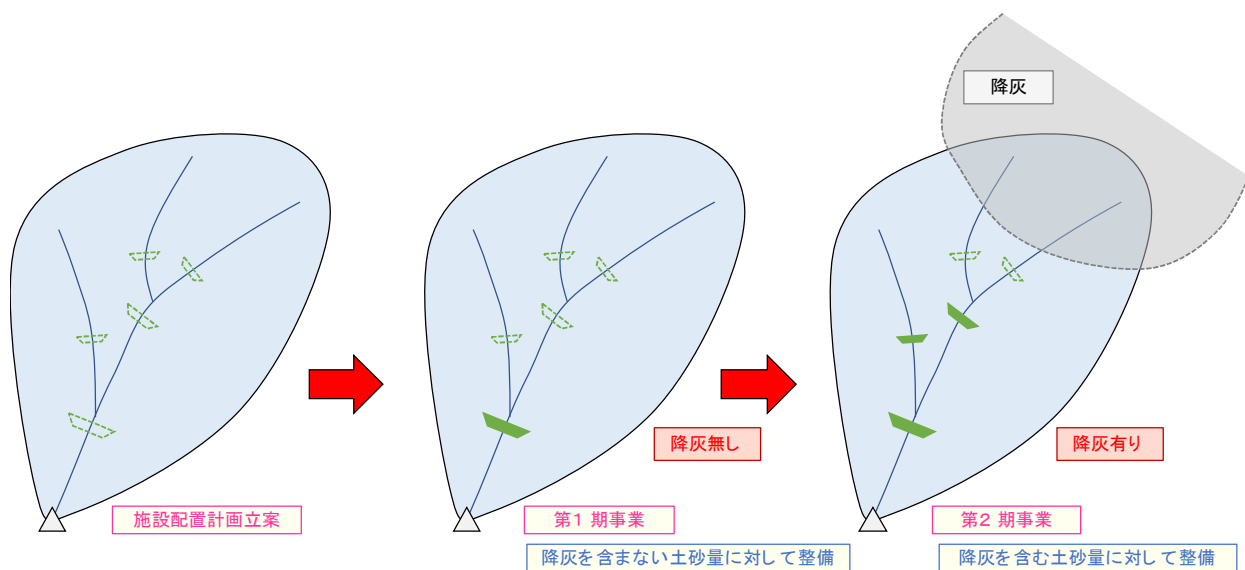


図2 段階的な施設整備イメージ

<整備目標>

第1期事業、第2期事業ともに、整備目標は東京都河川構造物設計基準より施設の計画対象土砂量・流木量に対する整備率60%以上を基準とする。

<事業計画の見直し>

今後噴火が発生し、緊急減災対策を実施する場合には、緊急ハード対策の実施状況を踏まえて、対象溪流の再設定など事業計画の見直しを適宜実施する。

<留意事項>

- ・災害が発生した場合は、優先度に依らずに事業を実施する。
- ・対象溪流の流域面積や計画流出土砂量、現地状況によっては、第1期事業において降灰を含む土砂量に対して整備を行う。